

塩尻市総合計画特別委員会会議録

○日 時 平成26年6月2日(月) 午後

○場 所 全員協議会室

○協議事項

- 1 第五次塩尻市総合計画策定について
- 2 その他

○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	金田	興一	君
委員	五味	東条	君	委員	宮田	伸子	君
委員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
委員	青木	博文	君	委員	務台	昭	君
委員	金子	勝寿	君	委員	山口	恵子	君
委員	牧野	直樹	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	永井	泰仁	君	委員	森川	雄三	君
委員	青柳	充茂	君	委員	中原	巳年男	君
委員	鈴木	明子	君	委員	中村	努	君
委員	丸山	寿子	君	委員	柴田	博	君
委員	塩原	政治	君	委員	中原	輝明	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者

協働企画部長	田中	速人	君	企画課長	塩川	昌明	君
企画係長	高砂	進一郎	君				

○議会事務局職員

事務局長	宮本	京子	君	事務局次長	青木	隆之	君
------	----	----	---	-------	----	----	---

午後0時59分 開会

○委員長 それでは、全員おそろいになりましたので、ただいまより総合計画特別委員会を開会をいたします。

1 第五次塩尻市総合計画策定について

○委員長 早速、協議事項に入ります。説明を求めます。

○協働企画部長 本日は6月定例会の大変お忙しい中ですね、特別委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。早速ですが、資料No. 1に基づきまして第五次塩尻市総合計画の策定について説明させていただきます。

それでは、まず趣旨でございますが、昨年8月に諮問をいたしまして、それ以降5回の総合計画審議会を開催をいたしまして、目指す都市像、それから基本戦略等で構成する長期戦略の骨子の策定協議を行ってまいりまして、去る5月の28日に中間答申をいただきました。本日につきましては、長期戦略骨子の内容につきまして御説明をいたしまして御協議をお願いするものでございます。またあわせまして、国土利用計画第三次塩尻市計画の策定につきまして御報告をいたします。

2番の内容につきましては、後ほど企画課長から資料で御説明を申し上げます。

3番の経過でございます。前回2月25日の特別委員会以降の部分でございます。3月3日から市内10地区でタウンミーティングを開催いたしまして、合計566名の皆さんの御参加をいただいております。また3月14日から1カ月になりますが、骨子の案につきましてパブリックコメントを実施をいたしまして、10件の御意見をいただいております。また4月に入りまして、庁内の政調プロまた庁議、4月の24日には総合計画審議会の専門部会で長期戦略の骨子案につきまして協議をいただいております。その後、5月の15日には第5回の総合計画審議会で長期戦略骨子案の協議をいただきまして、28日に中間答申をいただいたという経過でございます。

今後の対応につきましては、6月の24日に市民懇話会で骨子に関する意見をお聞きをいたしまして、7月に入りまして総合計画審議会で長期戦略案の素案、それから中期戦略のうち全市戦略、素々案の協議をいただくという予定にしております。記述のところでは第5回とございますが、第6回になりますので、おわびして訂正をさせていただきます。またその間ですが、庁議、政調プロ、策定チームなど庁内の会議は随時開催をしております。それでは、企画課長から修正の点を中心にしてですね、御説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。

○企画課長 それでは、資料1で御説明をさせていただきます。

○委員長 説明は座ってやっていただいて結構です。

○企画課長 それでは、失礼して着座をお願いいたします。

前回ですね、特別委員会以降、今お話ありましたとおり、総合計画審議会あるいは市民懇話会、タウンミーティング等で御意見をいただきましたことを反映をいたしまして策定をいたしました。全体としてはですね、表現をわかりやすくしたり、精査したりといった内容が主でございます。

それでは、資料の1ページ、2ページのところで、第1部、第五次総合計画の概要でございます。このページにつきましては表現を精査したというのが主なものでございまして、全体的には変更はございません。1期3年、全体で9年の計画期間としまして、社会変化に対応できる計画としていくということでございます。タウンミーティングの意見の中でもですね、こういった変化の時代にありまして、3年の計画というのはよいという御意見をいただいているところでございます。

それでは、おめくりをいただきまして3ページ、4ページ、第2部、目指す都市像のところでございます。基本的には3ページ、4ページ変わっておりませんが、本市を取り巻く環境の変化、ちょっとわかりにくい

という御意見もいただきましたので、表現につきましては精査をし、ポイントを整理させていただいたという修正をさせていただいてあります。基本的には変化は変わっておりません。この枠の中の1つ目の丸が世界、2040年を見据えた世界の変化、それから日本、下の丸が塩尻市でございます。全国と同じようにですね、人口減少というのが進んでいく。地域経済、行財政の自立というのが必要になってくるという変化を捉えてございます。

そういった変化を見据えてですね、右側のページでございます。塩尻市の強みと弱みを押さえて、塩尻の潜在力を生かしまして不安要因を克服していく。それが一番下の選ばれる地域であり続けるための条件として7点整理してございます。強みを生かし弱みを克服する、その条件が7点整理してございます。これを基本戦略で具体化していくということでございまして、この7点については変更ございません。

それでは、おめくりいただきまして5ページ、6ページでございます。こちらが目指す都市像でございます。今回新たに入りましたのが(2)、中段あたりにあります(2)目指す都市像でございます。前回まで〇〇〇田園都市ということで埋まっておりますでしたが、ここで初めて答申の中で埋まってまいりました。目指す都市像でございます。確かな暮らし未来につなぐ田園都市、この都市像が支持をされたということでございます。市民アンケートの中で幾つかキーワードが見えてきまして、それをお示ししまして御意見をいただいてきた経過がございます。最終的には3案、3つの案に絞り込まれまして、最終的に総合計画審議会で支持されたのがこの都市像でございます。ちなみにその3案、もう2つでございます。このほかに、ともにつくる持続可能な田園都市というのがございました。済みません、ここには書いてございませんが、経過の中では、ともにつくる持続可能な田園都市。もう1つはですね、組み合わせを変えたパターンでございます。ともにつくる暮らし確かな田園都市。この3つの中から、確かな暮らし未来につなぐ田園都市というのが支持をされ、総合計画審議会の中で決定をされてきたということでございます。

この言葉に込められた意味でございます。次のページ、6ページのところに整理してございます。まず、確かな暮らしでございます。市民アンケートの中ではですね、暮らしやすいまちというのが強みとして浮かび上がってきました。確かな暮らしでございます。市民が未来への希望を持ちながら、安定した日々の生活を送る幸福な暮らしの営みでございます。そのためには、雇用、学びの機会、社会、コミュニティの中での役割がしっかりと確保されている。そして地域の助け合い、行政の必要な支援がある。こういった確かな暮らしを営むことのできるまちを目指していくという言葉でございます。また、暮らしやすさという強みがございます。それに磨きをかけまして誇りですとか愛着といったものを醸成し、選ばれ続ける地域として自立していくという意味合いを、この確かな暮らしというものに入っているものでございます。

次の、未来につなぐでございます。環境問題分野だけではなくてですね、あらゆる分野で持続可能性、持続型社会というのが求められるわけでございます。そういうものを未来にわたって確保していくということでございます。最後の2行にありますとおり、先人の築いてきた財産を継承しつつ新たな価値を創造し、次の時代に自立した塩尻市をしっかりと引き継いでいく、これを伸ばして未来につなぐということでございます。

それから3つ目です。田園都市でございます。これはイギリスの都市計画家ハワードが100年以上も前に提唱しまして、今も色あせていない考え方でございます。鍵括弧のところにありますとおり、豊かな自然の恵みと快適な都市機能をあわせ持ち、持久性と自立性の獲得を目指す田園都市、こういう考え方でございます。この考え方を踏まえまして、本市の強みであります暮らしよさ初め4つの要素を生かしてですね、選ばれる田園都市を

目指すというものでございます。本市の強み、アンケートから見えてきたもの、前回お示ししましたとおり、この下に4つの丸で囲ってあります。こういった強み、都市の魅力、それから農村の魅力、都市と農村の魅力をあわせ持ってですね、都市と農村のデメリットを解消していく。そういう懐の深い田園都市というものを目指していくというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして7ページをお願いいたします。今度は、先ほどの都市像を実現するために最も重点化をいたします方針を示す基本戦略のところでございます。基本戦略でございますが、新たに加わりましたのが(2)基本戦略の成果指標を掲げるべきだということでございます。成果指標をですね、総人口を6万5,000人以上とする。平成35年、ゴールであります平成35年に総人口6万5,000人以上とすることでございます。これはターゲットを生産年齢人口を中心にですね、政策的誘導を行いまして、地域活力を維持していくということございまして、下にグラフがあります。一番下の点線で囲ってございます棒グラフがございます。黒の塗りつぶしが、これが社会保障人口問題研究所のですね、推計人口でございます。その変化率を用いた推計人口ございまして、一番左側、平成27年、スタートの年でございます。来年のスタートの年の推計人口でございますが、6万6,494人という推計人口がございます。それをずっと一番右側のゴールであります平成35年にはですね、推計人口は6万3,763人というふうに推計されています。6万4,000人を切るというふうに推計されているわけでございます。ただ、政策的誘導を行う中でですね、白の棒グラフ、平成35年には6万5,000人以上を維持をするという目標を掲げるべきだということでございます。このままいきますと、人口は、推計人口では2,700人くらい減るといふ推計がされていますけれども、その減り幅を抑えて1,400人の減少に減少幅を抑えると、こういった目標でございます。政策的誘導により減少幅を抑えるという目標でございます。

それでは、8ページの(3)基本戦略、都市像を実現するための基本戦略でございます。前回は3つの基本戦略をお示ししてきました。タウンミーティングで御意見をいただく中でですね、一番左側の基本戦略A、子育て世代、20代から40歳代をターゲットにした子育て世代に選ばれる地域の戦略、これは非常によい。それから、一番右側でございます。基本戦略Cですけれども、シニアが生き生きと活躍できる地域の創造。これもですね、シニアの豊富な知識ですとか経験、そういったものを生かしていく、そういう政策、これは大変重要であるという御意見もいただいております。

前回と変わったところが、真ん中の基本戦略Bでございます。タウンミーティングの御意見をいただきながら変更修正を加えたところでございますが、これにつきましては、基本戦略A、子育て世代、それから基本戦略C、シニアが生き生き、両方ともにですね、共通する厚みのある戦略でございます。住みよい持続可能な地域の創造ということでございます。そこにあります重点化の目的にありますとおり、本市の強みであります住みよさを生かしまして、豊かさを実感できる生活環境、足腰の強い地域産業構造を構築する。そして、域内循環社会の形成、社会基盤の構築をしまして、将来に渡って選ばれる持続可能な地域を創造する。これを重点化の目的とするものでございます。

ここに網掛けで色がついてございます。これが基本戦略AとCに共通する政策の重点化でございます。この基本戦略Bには6点掲げてございます。タウンミーティングでもですね、御意見をいただきました、経済政策が強く見えてこない。経済産業面を表に出すべきだという御意見も踏まえまして、重点化の政策に産業の振興を出

しました。それから右側に行きまして、交流の推進でございます。観光産業、交流の推進でございます。それから、左下に行きます。域内循環社会の形成。タウンミーティングでもですね、Fパワーの自然エネルギーといったものを前面に出してですね、循環型都市の位置づけをしていくべきだということで意見がございました。域内循環社会の形成でございます。それから同じくタウンミーティングの中で、地域の自治意識、自分たちで地域をつくっていく、そういう意識を高める項目が必要だという御意見もいただきました。コミュニティの活性化でございます。それから左下に行きまして、危機管理でございます。防災、減災、それから社会基盤の最適活用、この6つを基本戦略Bの政策の重点化として掲げたものでございます。

したがって、日本全体縮小していく中で単なる縮小ではなくて、産業面含め生産性を高め、あるいは価値や質を高めていく、そういう戦略となっているものでございます。この3つをですね、A、B、C基本戦略を動かしていく仕組み、それが下にあります基本戦略を包括し機能的に推進するプロジェクトということでございます。前回と同様でございますけれども、これによって上の3つの基本戦略を動かす仕掛けとしてですね、前回お示ししたとおりでございますけれども、これにより基本戦略を動かしていくというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、今度は第3部でございます。第3部は、これは都市像実現に向けた行政経営の考え方でございまして、1つ目の黒丸、行政の使命でございます。前回よりも端的に表現をしました。行政の使命、市民の現在と未来の幸せの最大化に貢献する。このように使命を、本質を明記したものでございます。

それから2つ目の黒丸です。行政の業務領域でございます。この表のとおりでございます。前回と同様ですけれども、前回ちょっとわかりにくいという御意見をいただきました。したがって、この表の右側に事業の例をお示しをいたしまして、わかりやすくしたというのが修正点でございます。

それから、最後のページです。おめくりいただきまして10ページ、行政マネジメントの基本方針でございます。こちらにつきましては、基本的に前回までお示したものと同じでございます。ただ、表現の仕方を簡潔にわかりやすくしまして、コンパクトに整理をさせていただいたというものでございます。

総合計画長期戦略骨子については以上でございまして、その次の資料2につきましては、つけさせていただきました、5月の28日に総合計画審議会から中間答申をいただいたものでございます。先ほどの長期戦略骨子のポイントを掲げまして中間答申をいただいたということですので、ごらんいただければと思います。

それからもう1枚、恐れ入ります、資料3としてお示ししてございます。国土利用計画第三次塩尻市計画の策定についてお願いしたいと思っております。この1の趣旨のところにありますとおり、これまではですね、総合計画審議会で協議をしていただきまして、それから議会の議決を経て策定をしてきました国土利用計画塩尻市計画でございます。これについては、根拠法改正によりまして議決条項が廃止されました。議決要件がなくなりました。それにつきまして、市長権限で策定するというところについて御報告をさせていただくというものでございます。

2の内容のところにあります。国土利用計画はですね、個別計画と位置づけられます。それから、議決根拠がなくなっております。したがって、市長権限で策定をしたいというものでございます。

3の経過のところがございますとおり、アンダーラインがあります本年の4月からですね、国土利用計画法の一部が改正されまして、議決条項が廃止になりました。法律の根拠がなくなりましたので、条例で議決事項とすれば議決はできますけれども、他の自治体の中ですね、条例改正をして議決事項として改正していくという動きはございません。県もですね、個別計画として位置づけております。したがって、本市としても議決事項

ではなくて、市長権限で策定していきたいということでございます。

4の今後の対応のところにありますとおり、御意見をいただく場としてですね、これまでの策定してきた経過からしまして、総合計画審議会に御協議をいただく。そして市民懇話会でも御意見をいただくということがございます。そして長野県との協議をし策定をしていくというものでございまして、一番下にありますとおり、随時庁内検討作業を行い、市議会総合計画特別委員会にも御報告申し上げてまいるということにしていきたいということがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。説明については以上でございますので、よろしく御協議をお願いいたします。

○**委員長** それでは、ただいま説明を受けたわけでございますが、質疑は区分をして行いたいと思っておりますのでお願ひをいたします。初めに、総合計画の策定方針及び進行管理について質疑のある方はお願ひをいたします。

この点につきましては、よろしいですかね。

それでは、次に目指す都市像について質疑を行います。ありませんか。

ないようですので、次に進みます。基本戦略について質疑を行います。

○**宮田伸子委員** お願いします。まず1つ目、基本戦略Aのところなんですけど、子育てとか育児とかって言う言葉が分かれて出てくるんですが、それは育児っていうのはやっぱり乳幼児を対象にしたものだと思うんですけども、例えば若い世代に向けた政策の重点化の四角の2つ目の出産と育児に関する経済的支援っていうと、これは乳幼児をお持ちの家庭を対象としているもので、それ以降の子育て家庭の負担軽減、それは保育サービスの充実であったり子育て支援の充実であったりっていうのは、これは子育てっていうことなので、もう少し学童も含めた、児童生徒も含めた幅広いものだというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○**企画課長** はい、そのように捉えて記述をさせていただきます。

○**委員長** いいですか。

○**宮田伸子委員** そうすると、経済的支援っていうのは、乳幼児に限った政策としていくということですか。

○**企画課長** 子供をですね、子育て世代をターゲットに、住みやすい、そして子育てしやすいまちということでターゲットにしております。そのためには、ある程度の経済的な支援も必要でございますし、負担軽減というものも必要になってきます。この辺はしっかりと切り分けたですね、記述ではございませんので、経済的な支援も必要な分野もございまして、負担軽減といったところも必要でございますので、その辺はですね、経済的支援なり負担軽減なりをしていくということでありまして、この四角の中の、今3つの項目出ておりますけれども、これについては中期戦略の中で具体化していくものでございます。このところはですね、施策の例としてお示したものでございますので、この辺はさらに肉づけしていく中で、記述については精度を高めていくこととございますので、よろしくお願ひいたします。

○**宮田伸子委員** そうしますと、今経済的支援だとか負担軽減だとか言葉があいまいになっているものも、この先もう少し明確にはなってくるということですね。

もう1点お願いします。審議会の中でこの基本戦略がA、B、Cと横並びであるんだけど、Bが一番大きな主になり、AとCはそれに付随してくるものじゃないかというような御意見も少し出てたようなんですが、それに対してはどのように。

○**企画課長** そのとおりでございます。このA、B、Cに共通する網掛けの部分だけを見ても、三角形ピラミッ

ドのように基本戦略Bが非常に厚みがあります。子育て世代をターゲットにした戦略Aと、シニアが生き生きというCとですね、共通した部分が基本戦略Bの中に盛り込まれていますので、絵で描くと、この三角形の一番大きな三角形が基本戦略Bでございませぬ。これを記述していくときにははですぬ、やはり順番として基本戦略Bが一番トップにあって、あとは子育て世代とシニア生き生きといった戦略、そのような順番で、長期戦略案として記述して肉づけしていく中でははですぬ、そのようになってくるかなというふうに思います。絵で描くと、三角形の一番大きな三角形が基本戦略Bだということで総合計画審議会でも議論されてきたということでございます。

○**宮田伸子委員** ありがとうございます。

○**委員長** ほかにいかがですか。よろしいですかね。

それでは、次に進みます。第3部都市像の実現に向けた行政経営の考え方について質疑を行います。ありませんか。よろしいですかね。

それでは、総合計画の策定につきましては、説明を受け理解を深めたこととします。

次に、国土利用計画第三次塩尻市計画の策定について質疑を行います。ありませんか。

○**五味東条委員** この法律の中ではすぬ、法が改正になって議決事項ではなくなったということなんです、その要旨というか原因はどういうことで廃止になったんですか。

○**企画課長** 今回これが議決事項から外れたのははすぬ、義務づけ枠づけの廃止の中で、地方分権の流れの中ではすぬ、法律でこれは議決しなさいというようなことを強制するのは、これは地方にとっては大きなお世話だということ、地方の権限をはすぬ、強める。そのために法律事項からは除いて、議会の議決までを強制するようなことは法律には盛らないと、そういう趣旨での改正だったということでございます。

○**五味東条委員** ここにも書いてあるんだけど、要は議決事項が廃止になって、結局はっきり言やあ市長の権限でどうにもできるというような形になったわけはすぬ。それを例えば、要するに、例えば今度塩尻市の中での国土計画を計画するに当たって、議員の意見だとかそういったものは一切聞かないでというような考えなわけはすぬか。

○**企画課長** 御意見をいただく場としてははすぬ、これまでもつくってきた経過の中では総合計画審議会の御意見をいただいたりしてつくってきた経過がございませぬ。そういうこともありますので、総合計画審議会ですとか市民懇話会の御意見をいただきながら、また最終的に策定するまでにははすぬ、この特別委員会がございませぬので、経過の中では総合計画の議論の中でこれまで一緒にやってきましたので、その経過も含めてこの総合計画特別委員会にも御報告をし、御意見をいただきながらつくっていきたくて、こういうスタンスでございませぬ。

○**委員長** ほかにいかがですか。よろしいですかね。

それでは、この件につきましても説明を受け理解を深めたことといたします。

2 その他

○**委員長** その他、何かございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、以上をもちまして総合計画特別委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午後1時31分 閉会

平成26年6月2日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市総合計画特別委員会委員長 永田 公由 印